資料1

評価項目及び評価点配分

豊中市文書送達業務の委託契約に係る総合評価一般競争入札(簡易型)

令和5年10月18日 豊中市

証 価	項目	評値	<b>三</b> 点	1	一 内 容		18日公吉/評価項目、評価点の配分	
	細分類			i 項 目	詳細	提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
\ }	1 価格評価	250	250	及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 (評価点に差がない場合の落札候補者の決定方法)総合評価の結果、評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。	価格評価点は、予定価格以下の金額で入札を行ったに対して、次に規定する方法で算出する。 ①低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評点は、最高点(250点)とする。 ②予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格する。 ③低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除品、銀高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価点 景出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点 算出(小数点未満切捨)する。 ④低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者価格評価点は、当該入札を額で入札を行った者価格評価点は、当該入札基準価格に満たない金額で入札を行った者価格評価に、当該入札基準価格を評価を額で入札を行った者の最高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価を算出(小数点3位未満切捨)し、15点を差し引き価格価点とする。	価と価でのをのし点点点	左記評価内容詳細及び価格評価点算出方法の例示参照	
2 業務体制評価	(1)研修体制	130	30	①草枚判産ダの乳墨	① 過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 ② 契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。	①研修実施報告書(様式1-1)	①過去1年間(令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施した研修)の研修実施報告書(様式1-1)に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。<20点> ②契約期間中の適正な履行を確保するための、研修実施予定状況及び研修内容を研修実施計画書(様式1-2)に基づき総合的に評価する。<10点>  ①②共通→ 企業独自の研修、派遣研修(認定機関への研修派遣)の別は問わない。 ②→ 当該業務に対する履行期間中の研修の実施を評価するため、研修実施については、履行期間の初日から1年以内に終了する研修を対象とする。  ※ 安全運転、人権、個人情報保護、管理者研修、その他研修(安全管理・環境衛生等)に関する研修を評価する。	
	(2)業務実績		10	①過去における業務実績	①過去3年間の文書送達業務委託契約の実績を評価 る。	す ①委託業務履行実績証明書(様式 2)	①過去3年間(令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)に履行が完了した送達業務委託契約の実績を評価する。 <10点> ア、金額実績(文書送達業務を主とする1契約あたりの税込金額) 1) 300万円以上 → 5点 2) 150万円以上 → 2点  イ、件数実績 (300万円以上) 1) 3件以上 → 5点 2) 2件 → 2点 3) 1件 → 1点	①発注者が発行した委託業務履行実績証明書(様式2) により確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。

評 価	項目	評価	点 温	評	価 内 容									
分類 糺	細分類	総点	個別点	項目	詳細	提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等						
			25	①適正な履行を確保するため の業務体制	①本業務の仕様に基づき、文書送達業務委託に係る業務実施計画表を作成し、それらの作業計画を実施するための業務体制(配置予定業務責任者等の資格・経験及び作業員の配置計画)の内容を評価する。 ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の整備状況を評価する。	①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」(様式3) ①-4「業務従事者配置計画書」(任意様式)	①-3 配置予定業務責任者等の資格・経験の内容:5点 ①-4 業務従事者配置計画書の内容:10点	①業務ごとの仕様及び業務実施計画表に基づき、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、「業務従事者配置計画書」により確認を行い、契約期間中は、日常の履行検査により確認を行う。 ②苦情処理要領(マニュアル等)及び所定様式(要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等)の添付により確認を行い、当該業務の履行期間中に苦情処理等を行う必要が生じた際は、受注者より対応結果を報告させ、苦情処理要領(マニュアル等)に則った処理がなされたかについて確認を行う。						
2 業務体制部	(3) 履行体制	130	20	②安全運転に対する取組み状 況	②社内で実施されている安全運転に対する自主的な取組み(研修を除く)について延備する	ナヤレノンコノナストに参加しにこ	・1回まには2回参加 6点 ・参加なし 0点 ②取組み状況(上記①に加点) ・安全運転改発に効果があることが継続的に認められるもの	①参加申請書の写しにより確認を行う。 ②任意様式の提出により確認を行う。 ①②いずれも評価時のみの確認であるため、担保は不要。						
無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無			15		①送達業務に使用する車両の環境対策状況について評価する。		リッド自動車・クリーンディーゼル自動車)の導入の割合 ・100% 15点 ・75%以上100%未満 10点	①車検証の写しにより確認を行う。 使用する運行車両は仕様書に規定されたものと見做す。所定の時期に使用車両(代替予定の車両も含める)の状況を書面で求める。また使用車両に変更がある場合は、同等の環境対策がされている車両の変更とし、書面により報告する。						
	4)品質保証への取組み							=	=	30	②自主検査体制	①目土快宜仲利規定の登加払祝を評価する。	①自主検査体制規定等(任意様式) ②当該業務における自主検査計画書 (任意様式)	①自主検査体制規定の有無及び内容< 1 5 点> ②当該業務における自主検査計画書の有無及び内容< 1 5 点>

評 価	項目	評値	田 点	評	一	13/300 1 7 (10 (13 (14 0 1		KON HEIDT	
	細分類		個別点	項目	詳細	提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等	
			28	①障害者に対する就労支援事 業への取組み	①職場体験実習等の受入、指定施設等への業務発注な ど、障害者の就労支援の取組みにかかる企画内容に応 じて評価する。	①障害者に対する就労支援の 取組み企画書 (様式4)	①絶対評価<10点> →職場体験実習等に参加する障害者予定数1人に対して2点で評価する。 →職場体験実習等は、5日間以上の期間で1つの事業と見做す。 ②相対評価<7点> →就労支援の取組み内容(職場体験実習)の具体性及び実現性に応じて評価する。 →就労支援の取組みの対象を提示し、考え方、事業の内容等を記載する。 ③相対評価<7点> →就労支援の取組みの実施体制に関する提案に応じて評価する。 →就労支援事業の実施体制(社内体制、外部機関との連携等)について記載する。 ④絶対評価<4点> 指定施設等への業務発注予定金額に応じて評価する。	・障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式4)により確認(必要に応じ市のヒアリング結果を含め)を行う。 ・障害者に対する就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び支援機関等と協議して完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該の取組みにおいて、実施前後に参加者名簿等を速やかに届け出なければならない。 ・本業務の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生じた際は、本市から予定どおり提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除を行うことがある。	
3 公共性	(1) 福祉		30	②就労困難者の新規雇用	①就労困難者の新規雇用予定者(現場就業は問わない。また就労困難者には就職氷河期世代の学卒者及び新型コロナウィルスに伴う内定取消者も含む)数に応じて評価する。	①就労困難者新規雇用予定者 数報告書 (様式5-1) ②就労支援機関等との協議報 告書 (様式5-3)	しないが、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用予定者 (以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算 の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出する。 →1名で5点とする。 →本市に居住する就労困難者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき5 点を加算する。また、短時間労働者については、本市に居住する複数名の短時間	・就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式5-1)により確認(必要に応じ市のヒアリング結果を含め)を行う。 ・就労困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、履行開始日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。・当該業務において、評価時に就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式5-1)で提案した雇用予定者に変更(評価点が減少する変更は認めない。)が生じた場合は、その都度、速やかに届け出なければならない。この場合において、市は必要の都度、ヒアリングを行う。この場合においては、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写し等の必要書類もあわせて届け出なければならない。・当該業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たす旨を書面により明示し改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。	
<施策反映>評価	祉への配慮	90	12	③就労困難者の就労支援事業 の取組み	①就労困難者の雇用を実現するための支援体制について提案内容を評価する。	就労困難者就業支援企画書 (様式6-1) 就労困難者就業支援実施報告 書(様式6-2)	以下の就労困難者について、対象者別に提案内容を項目ごとに加点する。〈上限12点〉 ・中高年者 2点 ・ひとり親家庭の親 1点 ・難病患者、がん患者1点 ・若年者 1点 ・ A	・就労困難者就業支援企画書(様式6-1)により、具体的な支援内容の確認(必要に応じ市のヒアリング結果を含め)を行う。 ・就労支援の取組み内容は、当該業務の履行開始から6か月以内に市担当課及び支援機関等と協議し体制を整備することで、仕様書に規定されたものと見做す。 ・支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書(様式6-2)により報告を求め確認を行う。 ・就労困難者就業支援実施報告書(様式6-2)により契約履行期間初日から1年以内に報告を行うこと。	
			20	④障害者の雇用率	①常用雇用労働者数が、43.5人以上の事業者障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)にて、「令和3年から令和5年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。②常用雇用労働者数が43.5人未満の事業者障害雇用状況報告書(様式7)にて「令和3年から令和5年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。	①障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)(令和3年から令和5年の3か年分)②障害者雇用状況報告書(様式7)(令和3年から令和5年の3か年分)右記の※の注意事項を参照のこと		・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する「障害者雇用状況報告書(令和3年から令和5年までの各6月1日現在のもので、所管する公共職業安定所の受付印があるものに限る)」により確認を行う。 ・障害者雇用状況報告書(様式7)(令和3年から令和5年までの各6月1日現在のもの)により確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	

評価	項目	評値	西 点	評	価 内 容			
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細	提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
	(2) 画へ女	10	5	①女性の活躍推進への取組 み	①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定又は認定を評価する。	①男女共同参画への配慮 (様式8) ①-1 厚生労働大臣(労働 局)に届出した書類で 受付印が押してあるも のの写し、又は基準 適合一般事業主認定通 知書の写し	下記の取組みを行っていれば加点する<5点> ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定(えるぼし認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。	・提出された書面又は写しにより確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
	の共同慮参	10	5	②仕事と子育ての両立へ の取組み	②次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の 仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の 策定又は認定を評価する。	②男女共同参画への配慮 (様式8) ②-1 厚生労働大臣(労働 局)に届出した書類 で、受付印が押してあ るものの写し、又は基 準適合一般事業主認定 通知書の写し	下記の取組みを行っていれば加点する<5点> ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定(くるみんマークの認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。	・提出された書面又は写しにより確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
3 公共性<施策反映>評価	(3)環境への配慮	10	5	①省エネルギー化の取組み	①入札参加者の省エネルギー化を評価する。 (評価項目) 1. 電気、都市ガス等のエネルギー使用量を原注 使用量に換算した原油換算量で評価 2. 再生可能エネルギー導入の推進	写し、自家発電機器の設置を証	加点=満点(2点)×{ (入札参加者の提出最小原単位)/(入札参加	①-1 ・延床面積が確認できる資料により確認を行う。 ・エネルギー供給業者(関西電力、大阪ガス等)発行の検針票等に示される使用量で確認を行う。 ①-2 ・上記の提出書類をもとに確認を行う。 ・ZEBの認証及び自家発電システム等については、入札参加者名義のものであるか確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
			5	②環境配慮率先行動の取組。	②事業者の環境配慮にかかる率先行動を評価する (評価項目) 1. グリーン購入やグリーン契約による物品や役務の調達 2. 事業者内部の環境配慮にかかる取組みの実施 (分別の徹底、プラスチックごみの削減、プラスチック代替素材・バイオマス素材の活用など)	②-1: 社内指針や通達文書など写し ②-2: 社内指針や通達文書、社内報(取組みを周知・啓発しているもの)など写し	下記の取組みを行っていれば加点する。<5点> ・社内指針や通達文書、社内報等において、グリーン購入やグリーン契約、ごみの分別や削減に関する呼びかけを行っている。	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
	(4)災害時の業務体制	10	10	①災害時における業務の 執行体制	①-1 災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員確保等の社内体制、災害時の事業継続計画(BCP)等緊急時の対応マニュアル策定状況やその内容を評価する。 ①-2 社屋や営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる事項を評価する。	①-1 災害時等の業務執行体制等報告書(様式10)①-2 防災・減災に関する取組み事項報告書(様式11)	上に執行するため、父連手段の帷除や代替人具の帷除寺、祭志時に美 数な選工に執行するための社内体制の敷借料油 ※宝時におけて東業	①-1 報告書の内容に基づき、災害時等に業務を適正に執行するための 社内体制が確保されているか、その有効性・実現性を確認するために 事業継続計画(BCP)等の策定状況を確認するとともに根拠資料の 提出を求める。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。 ①-2 報告書の内容に基づき、防災・減災に取り組んでいる内容を確認 する。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。

評价分類	五項 目 軍分類	評 化総点	価 点 個別点	項 目	価     内     容       詳     細	提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
4 過去 3	壮		-20	①入札参加停止又は入札 参加除外措置の有無	①公告日から過去3年以内に本市又は他行政省庁 (国を含む。)から入札参加停止又は入札参加除 外措置を受けたことがある場合に、減点評価す る。	①入札参加停止措置等状況調書 (様式12) ②過去の処分歴等報告書 (措置の内容、期間及び終期が わかる書類)	対象期間:公告日から過去3年以内(令和2年10月19日から令和5年10月18日まで) 対象となる処分:入札参加停止又は入札参加除外措置(以下「参加停止等」)を受けたことがある。(20点減点) ※参加停止等の期間の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※参加停止等を受けていない場合…配点×0% ※参加停止等の期間が6カ月未満の場合…配点×50% ※参加停止等の期間が6カ月以上の場合…配点×100%	・提出された書面などにより確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
年以内の処分歴	点評価	_	-25	②契約解除の有無	<ul><li>①公告日から過去3年以内に本市から契約解除を</li></ul>	(株式12) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終期がわかる	対象期間:公告日から過去3年以内(令和2年10月19日から令和5年10月18日まで) 対象となる処分:本市から契約解除を受けたことがある。(25点減点) ※契約解除日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※過去の履行契約において契約解除を受けたことがある場合・・・配点×100%	・提出された書面などにより確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
等			-5	③書面での警告の有無	①公告日から過去3年以内に本市から不正又は不 誠実な行為等を理由として、豊中市入札参加停止	(株式12) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終期がわかる	対象期間:公告日から過去3年以内(令和2年10月19日から令和5年10月18日まで) 日まで) 対象となる処分:過去の履行契約において不正又は不誠実な行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合・・・配点×50%×件数 ※文書による警告を受けた日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。	・提出された書面などにより確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
合	計	500	500					